

令和4年3月24日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和4年3月24日（木曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

鎌田 礼二 委員長

菅原 善幸 副委員長

阿部 かほる 委員 小高 洋 委員

土見 大介 委員 志賀 勝利 委員

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員（なし）

事務局出席職員氏名

事務局 局長 川村 淳 議事調査係長 石垣 聡

議事調査係主査 工藤 聡 美 議事調査係主査 工藤 貴 裕

会議に付した事件

調査事件「契約並びに私有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」

- ・契約事務について

午前10時00分 開会

○菅原副委員長 それでは、定刻になりましたので、進めたいと思います。

ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」のうち、契約事務についてを議題とします。

本日の委員会では、前回出された契約事務が抱える課題について、各委員が考えた改善案を議論していきたいと思います。各委員から改善案の説明をお願いいたします。

○川村事務局長 先ほどもお話ございましたが、メールでお送りいただきました志賀委員、あと菅原委員からもメールで頂戴しておいた資料でございますが、メールサーバー等の不都合等で、議会事務局のパソコンのほうにメールが届いていない状況となっておりました。

なお、その状況については、確認をしながら改善できるようにいたしたいと思いますが、今回の委員会に多大なるご迷惑おかけしたましましたこととおわび申し上げます。また、今後につきましては、資料等メールでお送りいただいたかどうか、この辺については、各委員の皆様にご改めて電話等で確認する対応、徹底してまいりたいと思いますのでよろしくお願ひ申し上げます。

おわび申し上げます。申し訳ございません。

○菅原副委員長 それでは、発言お願いしたいと思います。小高委員。

○小高委員 おはようございます。一応、メールでお送りしていた中身ということで印刷をしていただいたので、中身でいいますと大体同じような話にはなってしまったんですけど、ちょっと一つずつお話をさせていただければと思います。

それで契約規則の関係で、公告期間が一見短くてなかなかつかみ切れないのではないかなというお話があったんですけど、じゃあどのぐらいの期間がいいのかという辺りがなかなかちょっと判断つかないところもあったので、一つには他自治体等でどういった形でやっているのかですとか、あとはできるかどうかは別として、じゃあ実際に入札するとすれば、その情報得るとすれば業者さんにはどういうふうにやればいいのかというのをつかめるのかどうか、ちょっとその辺りが必要なのかなということで書かせていただきました。

2番目なんですけれど、監督員、検査員ということで、じゃあどういったことをやっているのかという辺りがちょっと私たちにも分からないところもあるので、実際、職務内容あるい

は具体的にこの案件についてはこういうことをやりましたというのが分かるかといいいのかなと。

そういった中で、そこに不備というか足りないところがあるのであれば、明確化等を求めていくのがいいのかなというところかなと思いました。大体、同じような感じなんですけれど、例えば随意契約の合理的な理由の基準が不明だったと、しからばよそではどういうふうに行っているのかなということも踏まえて何をもってすれば明確にそういったことが作っていいのかというところなんです。

それで、議会でも随意契約する理由のチェックを行えるようにすべきという話だったんですけども、そもそも議会の権限としてどこまでできるかという声もありまして、そういった意味で、ほかにそもそもそういったものができるのかどうか、そこも含めて調査した上で、できると思えば何かしらやり方考えられるかと思うんですけど、まず出発点としてはそもそも議会としてこういうことができるのかどうか、そういうことも含めて調査するのがいいのかなというところなんです。

それで、2ページ目の罰則のところ菅原委員、副委員長のご意見としてこれあったんですけど、これもしかすると指名委員会のところで私が書いたやつかなと思って、資料の作りとして、なのでちょっとそれ前提でお話をしたいんですが、指名委員会について審議が形式的なものになっていないかどうかというところでは、議事録みたいなものがあるのかどうか、あるいはそういった議事録を残すようなことがやられているのかどうかというところを一つ調査をした上で、改善すべき点があれば改善を求めるということになるのかなというところなんです。

最後の部分については、地元業者が参画しやすい環境ということで、②のところ書いてありますが、これもやっぱり業者さん、お隣の多賀城さんでもいいですので、そういったところでどういうふうに行っているのかなというところも含めて環境の構築について、当局に検討を求めようの中身かなと、まずは一つには議場で感覚として、これがよくないんでないかなという感覚は持っているんですけど、じゃあ裏づけとしてよそと比べたときにここがおかしいねと、そういったところを出発点にしないと、なかなかどうしてもふわっとなくなって、結局いいところに着手できないのかなという思いがあったので、そういった形で書かせていただいたということです。以上でございます。

○菅原副委員長 分かりました。ほかのご意見ございませんか。土見委員。

○土見委員 僕も送れていなかったところがあったので、口頭になってしまうので、あとで議

事録含めて整理させていただきたいと思うんですが、僕のほうからも考えた案について、簡単ですけれどもご紹介いたします。

まず1番、契約規則の部分ですけれども、今回この期間が短くてキックオフの企業参加ができないという状況が問題だということであれば、まずそれぞれの企業さんとして公告をどうやってうけているか、情報にするかというところをもう一回確認を企業さん向けにすることと、あとは周知方法、庁内でも周知の仕方ってばらばら、まちまちだと思うので、まずその周知方法というのを統一して、この方法でしますよということを各企業さんたちに伝える必要があるんだろうなということを考えております。

次の契約規則の部分に関しては、小高委員と同じなので省略します。

次、随意契約の部分なんですけど、この後の部分にかかってくるところなんですけど、安易に随意契約をさせない、それはチェックするというのも一つなんですけど、安易に選びづらくするというところにちょっと観点を置いて、随意契約の理由書とかあとチェックリストそういうものを作って、そこをあえてやらせるということで安易に選ばない、安易に選んでしまうことを抑止するというのも1つ、主としてあるんじゃないかなと思っています。

あとはその次の随意契約する理由は、具体的にはチェックというところなんですけれども、小高委員の質疑にもまず、議会で突っ込まれ、やるべきなのかというところを調査をさせていただくと同時にできるのであれば、先ほど言った理由書とか、あとは契約内容というのを出示してもらってそれをチェックするという形がいいのかなと思いました。

それから指名委員会については、まずちょっと指名委員会どういうふうで開催されているかというプロセスが分からないので、その部分を確認したいと、これ小高委員と一緒にしちゃうんですけれども、ここも議事録、文字起こしまですると大変なので、音声だけでいいので議事録をちゃんと残してもらおうということで一つ適当にやるということを抑止する効果が出てくるのかなと思っています。要するにいつでも調べられるんだよということを、調べられる手段を残しておくことで、ちゃんとやろうという抑止という手段もありなのかなと。ちょっと罰則の部分に関しては僕は考えていなかったんですが、次の地元への配慮の部分ですけれども、菅原委員、小高委員のおっしゃっていたもののほかに、やはり業者さんにまずは、地元の業者さんにどうやったら参画しやすいのかなど、参画しづらい理由って業界によってちよっと変わってくると思うので、その部分はまず聞くことからスタートかなというふうを考えております。

以上です。

○菅原副委員長 ではそのほかにご発言はございますでしょうか。志賀委員。

○志賀委員 私のメールで届いていないということだったので、取りあえず今日の資料を元にちょっとお話しさせていただきます。契約となってくると、一般競争入札の方法というところでは、結局何が理由で応募できる時間がかかなり違ってくると思うんですよ。例えば何千万単位のやつと何十億単位の事業では、見積する時間が完全に違ってきますし、そういうところから、きちんと発注金額別に日にちを設けていくとかというふうなことも、一つ検討してみたいかなのかなというふうに考えております。

それと監督員と検査員、これは何か、そのとおりになんですけれど、現状は今後は毎月、業者さんから見ると、まったくこのことを検査員が監督員を無視しているような状況も多々見受けられると。越権行為をしているというようなところもありますので、その辺のところも責任を明確にすると、業務分担を明確にしてということが必要なのかなと、誰が見ても分かるように。

○菅原副委員長 暫時休憩します。すみません、交代しますので暫時休憩します。

○志賀委員 それと随意契約の合理的な理由というところで、これは従来、市の職員の方々が判断してやっていたわけですが、トップの考え方でここは、そこに左右されることが多々、私からすれば見受けられたというところで、もちろん第三者機関を作って聞き取り調査をしていただいて、判断していくということが必要なのではないかなと、ちょっとの間庁内の職員の方でやっていたわけですが、どうもそこにやっぱり宮使いなので、上から言われるとそれに従わざるを得ないというところがありますので、そこがそういう職員の方が負担にならない制度を作っていないといけないのかなと強く感じています。

議会で、このチェックできるかどうかというところも一つあるかと思えますし、議会の権限として、どこまでできるのかというところで、例えば第三者機関に議員が入るとかという形でもいいでしょうし、何かしら議会にはチェックできる形を考えるべきなのかなというふうにも思っています。指名委員会については、従来、全部庁内の方がやっていたわけですが、これでは公正面で欠けるし、やっている方々がさっき言ったように、天の声から言われるとせざるを得ないという状況をなくするのが大事なんだろうと私は思っています。

ですから、これも第三者機関を設けてやるのが望ましいのかなと考えております。

それから地元への貢献というのはこれは、建設関係の仕事ですと地元加点というのものもあるよ

うですから、その辺ももうちょっと幅を足してもらったりということで、やはり地元の方でできるだけ仕事をしていただけるような環境を作っていかないと、結局地元の企業がなくなったときに災害に遭ったときに、誰がそれを引っ張ってくれるのかということ考えた場合に、結局地元の業者の方々なんですね。停電等で震災のときもそうでしたし、立ち上がりを皆さん頑張ってやっていただいたわけですから、そういうこと考えると地元の業者を大切にさせていただいて、ましてや今、建設関係の仕事も昔は50億、年間なんでね。今10億ちょっとばらばらぐらいですかね。そういったことで地元での仕事量も減っているというところもありますし、そういった意味では、なおのこと地元の方を守っていく、それで守ることによってその方々の事業税というものが市に入るという、そういうことを真剣に考えなければいけないんだろうというふうに思うところです。

○菅原副委員長 それでは、委員長、暫時休憩にします。委員長来ましたので、交代しますね。私が今度話ししますので。すみません。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、改善策について、菅原委員。

○菅原委員 私もちょうといろいろと出しましたけれど、全部届いていなかった部分もありますので、口頭でお話しさせていただきたいと思います。まず初めに、一番上の契約規則の中での部分でございますけれども、10日前より落ち着いている形を書かれております。その中でやはりこの運用定める建設業の施設、この法律がありまして、まだ予算決算等会計でも根拠示して、塩釜市の契約の規則の第2条にも定められております。ですからこれを小高委員もいろんな、ほかの事例も検討したらどうですかということもありましたけれども、これが基本原則という厳守されているということだと私は思っていますので、私もほかの自治体も閲覧させていただいた、やはりこの期間というのが前提としてあるわけなんですけれども、例外はあるか分かりませんが、その部分で多分行っているのかなという部分で解釈いたしました。次の監督員と監査員については、やはり職務の責任において建設工場の執行規則、また請負工事監督規則等もちょうと見まして、やはりかなり厳密に定められている部分がございます。そういった中で、それに沿ってうちも多分その部分でやられると思いますので、

多分その明確には、多分しっかりととなっているのかなと思いますので、このほかの自治体も含めてどういうふうに行っているのかということも必要かなと思いますけれども、という形で私は考えておりました。

3番目の随意契約に関する合理的な理由の不明確だということでもありますけれども、これ随意契約のガイドラインというのが塩竈市でも出されているわけで、そういった中で、それに沿って行っていくとは私は思っております。それに則さない場合は、やはり法的な部分で我々が介入できるようなことでもっていったほうがいいんじゃないかなというふうに私は思っておりますので、基本的にはこの随意契約のガイドラインに沿ってやっていると思いますので、その部分は認識しました。

それから、チェック項目、議会になんですけれども、これも議会でのチェックというのは地方自治法で予定価格の1億5,000万以上は契約が議決に付すとされているわけなんですけれども、各契約内容の監査、特別に行うことは当局内の監査とか監査員の役割として議会の権限をちょっと越えてしまうんじゃないかなという部分がございますので、その辺を慎重にされて進められたほうがいいんじゃないかなと思います。

それから指名委員会についてですけれども、この指名委員会の工事請負業者の委員会の規定がありまして、そこで具体的にあるわけなんですけれども、それに則さない場合はやはり問題を、何が問題なのかということを確認にして掘り下げていったほうがいいんじゃないかなと私はそういうふうに思っております。

この懲罰に関しては、私はこれは自分でこの問題点があるんじゃないかなということで、課題点に挙げたんですけれども、これはやはり、競争入札の資格登録業者指名停止要綱というのがございました。もう本当に18項目の基準を提示してやっているわけなので、これを越えるとなると我々の範囲でなくなってしまうので、私は課題にはならないんじゃないかなという部分で、ちょっと私は取り下げてもいいんじゃないかなと。自分にやったんですけれども、必要性がないんじゃないかなと思っております。

最後の地元の配慮というのは、このやはり優先的に地元の考え方というのは、どのようにやったらいいのかなということで、やはり当局とどういうふうに考えているのか、どういうふうに進めているのかというのを議論しながら、地元優先というのがやはり、先ほど志賀委員のほうからもございましたけれども、やっぱり必要な部分でありますので、この辺は掘り下げてやられたほうがいいんじゃないかなということで、私は考えております。

以上でございます。

○鎌田委員長 ありがとうございます。そのほかございませんか。

ちょっとその前段をちょっとあれだったけれど、ちょっと局長まとめてもらえますかね、今の。何かすみません。

○川村事務局長 それでは4人の委員（「あれ、マイク入っているのかな」の声あり）からご意見を頂戴いたしましたので、小高委員、菅原委員につきましては、資料のほうに記載されている内容で、そこを基に趣旨のご説明をいただいた内容というふうに捉えてございます。あと、土見委員からは契約規則の関係については、公告期間、これが実際にどのような形になっているのかというところの確認等を行いつつ、また周知方法の統一というようなところを諮ってはどうかというような委員会としてのご意見がございました。また、随意契約の関係につきましては、チェックリストを作成しながら、より随意契約に対する考え方をきちんとチェックしながら安易な随意契約を行わないような取組を求めているかどうかというようなご発言があったかと思えます。

指名委員会の関係では、議事録の作成による適正化というような内容、徹底する中で適正化を図っていったらどうかというようなご意見であったかというふうに思います。

志賀委員のほうからは、まず契約規則の観点からは、金額、あるいは内容等によって期間が違うのではないかということで、発注金額あるいは形態別に期間の目安を定めるのはどうかというようなところのご意見があったかと思えます。

随意契約の関係では、安易な随意契約が行われないよう第三者機関を設けながら、そこでの判断というものを求める中で適正化を図っていくような手法がないかということでございます。また、指名委員会についても同様、第三者機関という視点でのご発言がございました。すみません。概略については以上でございます。

○鎌田委員長 ありがとうございます。今局長が述べた段階で漏れというか、こういうことではないんだよということがあれば、ちょっと申し出ていただいて。特にございませんか。いかがですか。志賀委員。

○志賀委員 今言ったことはそれでいいと思いますけれど、それでちょっと確認したいこと、契約、塩竈市の契約規則の中で。例えば、第3条に競争入札により契約を締結しようとするときは、一般競争入札に参加しようとする者をしてその者の見積もる入札金額の100分の5以上の保証金を納めなければならないとあるんだけど、これ本当に実施しているんですかね。

分かりますか。

○鎌田委員長 局長。

○川村事務局長 今お話ございましたのは、いわゆる契約保証金と言われる部分かと思えますけれども、実際に契約保証金は履行されているというのが実態だというふうに概要を捉えておりますが、何分資料等ございませんので、申し訳ございません、その程度に私からはお話をさせていただければと思います。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 その程度では駄目なの。分からないなら事務局として、当局に確認をしてご報告いたしますというのが正解だと思うんだよ。違う。

○鎌田委員長 局長。

○川村事務局長 すみません。ちょっと即答できかねますが、当局に確認をいたしまして内容をご報告させていただきたいと思います。

○鎌田委員長 ありがとうございます。はい、もう1件ですか。

○志賀委員 それと、予定価格の作成というところ、第6条なんですけれど、塩竈市契約規則ね。この中で、予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならないというにも書いてあるし。これは本当に実施されているのかどうかということ、ちょっと確認してください。

それと最低制限価格、調査基準、同じ第6条のその2項に最低制限価格、調査基準価格および失格基準価格を設けた場合は、前項の予定価格に併記しなければならないというふうにも書いてあるんですね。こういうことは実施されているのか。

それと、第12条に指名ということが書いてあって、指名競争入札により、契約を締結しようとするときは、指名競争入札参加資格承認後に登録された者のうちから塩竈市工事請負業者等指名委員会規程の規定により指名するものとするというふうにうたってはありますが、いろいろと業界の人の話聞くと、何でうち指名されたんだというところもあるようなのでね。結局は、管工、土木、設備それぞれ分野があるわけですね。その専門分野、いわゆるそれも別のところも、指名参画資格は持っているらしいんだけど、結局専門のところ省いてそういうちょっと専門でないところを指名をいっぱいしているところも、そういうケースもあるみたいなのね。だからそういうところをちゃんとしていかないと、結局ただの業者の頭数そろえだけの指名というところも見受けられるので、指名しても結局辞退というところもある

るようですから、こういうところを改善していただきたいというところですね。そういうところを避けるためにどうしたらいいかということを考えてもらわなければね。

あと随意契約の範囲ということで、14条に工事または製造の請負は130万以下までと、それから財産の借入れが80万まで、物件の借入れが40万円まで、財産の売払いが30万円まで。物件の貸付が30万までというふうな規程がここに契約規定に書いてあるんですね。

ところが、例えば財産の売払いが30万円までと書いてあるんですけど、この私たちの知っている限りでは、市営上屋が売払いが随契で39万8,000円か何かで売られているんですね。これとセレーノマンションの土地がこれも随契で1億5,000万で売られていると。この塩竈市の契約規則のそれが全く問題なかったのかどうか、何でそういうところが可能だったのか、そういうこともちょっと契約規則上疑問に感じているので、普通財産と何か行政財産とで違うんだというような、前話もちょっとあったんですけど、だったらこの契約規則の中にそういうことも書く、普通財産と行政財産と分けてちゃんと書いておかないといけないのかなというふうに思う。

とりあえずそこ確認してください。次回ね。

○鎌田委員長 ほか何かございますか、意見等。なければ暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時58分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。皆さんにご意見を出していただきました。それを基に総務教育常任委員会に向けた論点整理、これをきちんとまた整理をさせていただいて、これを基に、そしてなおかつ浦戸の護岸工事について、資料を請求をいたしまして、それからもう一つは契約ガイドラインを基に次回連休前に、4月中に委員会を開催したいと思います。よろしいですか。志賀委員。

○志賀委員 令和3年10月22日の総教の委員会の資料の中で、契約事務の概要についてという資料があります。この契約事務の概要についても、検討資料の中に入れていただけないでしょうか。

○鎌田委員長 令和3年の10月22日、これも資料に入れていただきたい。（「そこに1として契約事務の概要についてという」の声あり）これをいわゆる資料請求をして、（「いやいや資料請求って、資料皆さん持っていますから、この中身をちゃんと読んできて、検討」の声あり）

り) これもいわゆる質問事項に入れてほしいということなのね。(「検討対象にしてください
ということですよ」の声あり) 分かりました。じゃあ確認しますよ、もう一回ね、いわゆる浦戸
の護岸工事についての資料請求をします。もう一つは次回の委員会では当局を呼んで、この浦
戸護岸工事についての質問をします、それから、契約方法のガイドライン、契約ガイドライン
についての内容について質問をします。それから今日の出された意見をまとめをして、それ
について質問をします。

○志賀委員 次回の議論をする資料は塩竈市契約規則、それからさっき言った令和3年10月22日
の契約事務の概要についての紙とあと、契約のガイドラインの3点ですね。

○鎌田委員長 まずね、ちょっともう一回いきますよ。じゃあここからいきましょうか。次回の
委員会は、当局を呼んで4月中に開催をします。内容については、資料要求を浦戸護岸工事
について資料要求をして、それについてお聞きをします。それからもう1点は、令和3年度10月
22日に出された契約の概要について質問すると。それからもう1点は契約ガイドラインにつ
いて質問をします。それから本日議論されましたこの問題点、論点整理をして、これを基に質問
をします。この4点について次回委員会で検討するという事によろしいですか。(「はい」
の声あり) 会議を開くのは4月中ということで、委員長にお任せをいただくという形によろし
いですか。では、そういうことで決定をさせていただきます。じゃあいいですかね。

○小高委員 次回委員会の中身等々についてはそれで結構だと思うんですけど、ぜひその他自
治体のところについては、意見違くなっても構わないので、事務局通じて資料編集していただ
けると私としてはいいなと。

○鎌田委員長 そうですね。資料要求を当局に出すと。当局というか他自治体の契約の実態につ
いて調査をいただくと。できればこれに間に合えば一番いいということですね。

以上で本委員会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

午前11時05分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 鎌田 礼二